

I 見直し計画の考え方と位置付け

1 武蔵野市農業振興基本計画の経緯と見直し計画の趣旨

本市では、本市の農業発展の基本目標を示し、長期的視野に立って農業振興施策を進めるため、農業経営基盤促進法第6条に基づく基本構想として平成11年10月に「武蔵野市農業振興基本計画」（平成11年度～平成20年度）を策定しました。

前後して、国は平成11年7月に「農業基本法」を38年ぶりに大幅に見直し、食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮、農村の持続的な発展などを基本とする「食料・農業・農村基本法」を制定し、これに基づき「食料・農業・農村基本計画」を平成12年3月に策定しました。東京都も国の計画策定を受け、平成13年12月に「東京農業振興プラン」を策定しました。

さらに国は農業を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」を変更しましたので、本市の計画も国、都の計画と整合性を図る必要が生じました。また、本市の第四期基本計画が平成17年度から平成26年度（展望計画期間を含む）の計画であることから、農業振興基本計画も期間を合わせる事が望ましいとされ、計画途中の平成17年度に計画の見直しを行い、新たに平成18年度から平成27年度を計画期間とする武蔵野市農業振興基本計画（安心・安全武蔵野農業～市民の豊かな生活を彩る～）を策定しました。

本計画は、上述したように期間を平成18年度から27年度の計画としましたが、計画自体に5年後に実施状況を検証し、計画の見直しを行うこととされています。また、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、同法に基づく市の基本構想としての位置づけのある本計画を改定する必要が生じました。

2 見直し計画と長期計画の関係

既述したように、本計画自体、第四期長期計画の期間に見合うように期間を定めましたが、第四期長期計画も平成20年度策定の調整計画を経た上で、平成24年度から平成33年度を期間とする第五期長期計画が策定されます。この第五期長期計画の策定作業は平成22年夏から23年度に行われますので、農業振興基本計画も見直し計画が策定作業に反映されるように策定されることが合理的です。さらに市の様々な分野の計画もこの第五期長期計画の策定作業に合わせ策定されることが多いため、策定過程を通じて計画間の調整を図ることも可能です。

以上、計画策定時からの農業を取り巻く環境の変化を捉え、第五期長期計画へ反映させるため、計画自体に定められたとおり平成22年度に武蔵野市農業振興基本計画（安心・安全武蔵野農業～市民の豊かな生活を彩る～）を見直すことになりました。

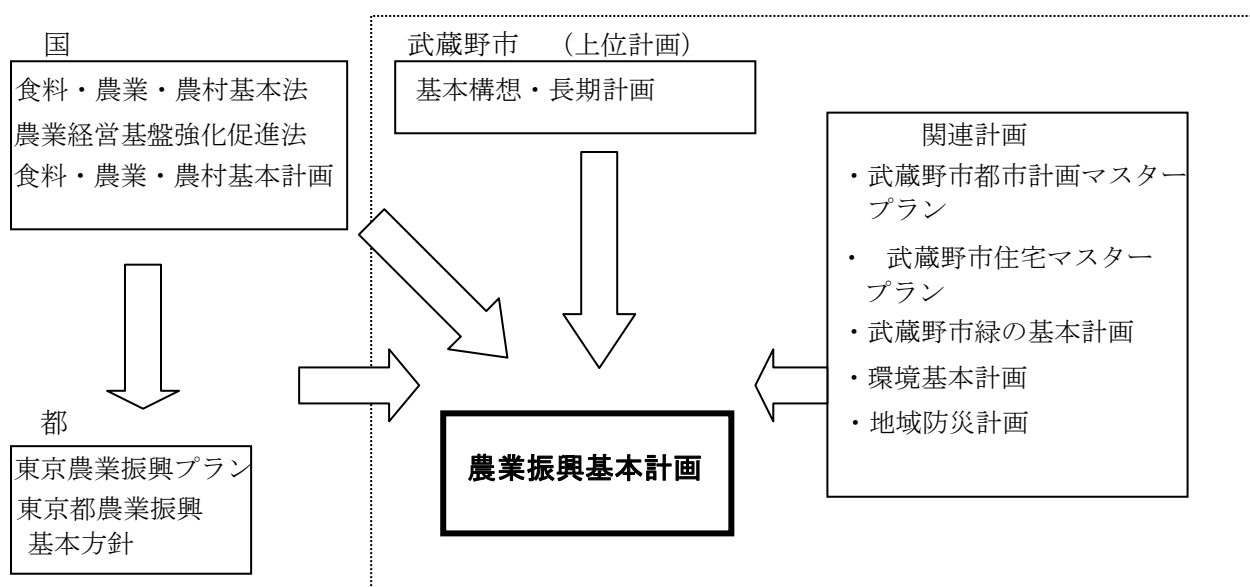
3 計画の期間

平成 18 年度から平成 27 年度まで 10 年間の本計画を見直し、平成 23 年度から平成 27 年度までは、見直し後の計画とします。

年度 (平成)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
第四期長期計画																	
第四期長期計画・調整計画																	
第五期長期計画																	
武蔵野市農業振興基本計画																	
武蔵野市農業振興基本計画 (本計画)																	
武蔵野市農業振興基本計画 (平成 23 年改定版)																	

4 見直し計画の位置付け

見直し計画の位置付けを図で表すと以下のようになります。



5 見直し計画策定の方法

(1) 委員会の構成

本計画の策定には、農業委員会委員を中心に農業関係者、東京都農業会議事務局長、消費者代表及び市職員を委員としたが、見直し計画策定委員会は、幅広く一般市民の声を反映させるため、消費者代表という枠を一般公募した市民2名に委員として参加していただきました。

(2) 検討の方法

あくまで本計画の見直しであることから、本計画の掲げている事項を改めて議論し、現状と照らし合わせ、内容の変更が必要か否かを検討しました。また農地、農家数等農業を取り巻く現状を調査し、計画策定時の想定とのギャップがあるかについて把握に努めました。次に本計画が定めた目標数値等について現時点の達成度を検証し、目標値の変更が必要か議論しました。

(3) アンケート調査の実施

本計画策定時にも市民、農家を対象に農業に関するアンケートを実施し、その結果を参考にしました。今回もほぼ同様のアンケートを市民、農家に実施して変化の有無を確認するとともに、市民農園の設置が拡大している状況や農業ふれあい公園が開設されたことを踏まえて、市民農園・農業ふれあい公園の利用者にも市民と同じアンケートを行い、意識、要望に相違があるのかを調査しました。

(4) パブリックコメントの実施

委員会半ばで、見直しの方向性がある程度見出せた時点で、市報、市ホームページでお知らせし、市役所、図書館、市政センター、JA東京むさし武蔵野支店等、またホームページ内に本計画の内容と見直し内容を対比して掲載し、市民から意見を求めました。

(5) 見直しの方向性

委員会での議論では、本計画の基盤となっている「武蔵野市の農業の課題」について、現在においても基本的な相違はない、という結論になりました。そしてこの認識に基づく「武蔵野市の農業の将来像」―安心・安全武蔵野農業～市民の豊かな生活を彩る～、そしてその基本的な方向「市民生活を支える都市農地の保全をはかる」「市民生活を豊かにし、市民とふれあう農業を築く」「やりがいのある農業経営を進める」についても変更の必要がないことで意見が一致しました。しかし、この基本的な方向を目指し、将来像を実現するための施策の方向性や基本的な考え方（事業）、重点施策等については、新たに必要となった項目を追加し、また目標値は実態を踏まえて変更することになりました。

II 武蔵野市の農業の現状と課題

現代の農業を取り巻く状況は、多様なものがあります。世界規模では、地球温暖化現象に対応する二酸化炭素の排出量規制問題や、各種資源の枯渇に対応するための資源リサイクル問題があり、国内では、低い食料自給率、農業後継者・担い手不足の問題等、さらに大都市周辺では、農地等の緑覆率の低下によるヒートアイランド現象や、過密した人工建築物による大規模災害（地震等）に対する不安や、心安らぐ緑の景観の減少などがあげられます。

また、市民（消費者）は、新鮮で安全な農産物の購入を望む一方で、食生活の乱れに対応するいわゆる「食育」の必要性や子どもの農業体験の重要性などが叫ばれています。

直近では、T P P（環太平洋パートナーシップ協定）への参加問題も重要な課題です。

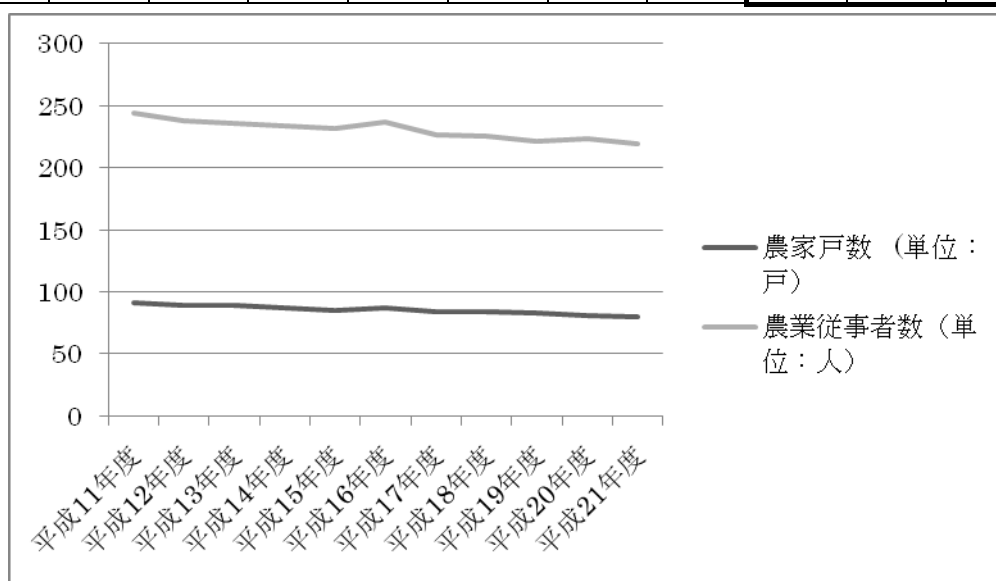
以上に挙げた状況の下、武蔵野市の農業の伝統や文化を次の世代に伝えていくことも大切な課題です。

1 武蔵野市の農業の現状

（1）農家戸数の状況

平成 21 年度の農業委員会選挙人名簿によれば、武蔵野市の総農家数は 80 戸であり、前回計画策定時（平成 18 年度）の 84 戸に比べ 4 戸の減少（4.7%）となりました。

年 度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
農家戸数（単位：戸）	91	89	89	87	85	87	84	84	83	81	80
農業従事者数（単位：人）	244	238	236	234	232	237	227	226	221	223	219



(2) 農業従事者

平成 21 年度の農業従事者は 219 人で、平成 17 年度の 227 人より 8 人減少しました。この 219 人を男女別にみると男性は 119 人、女性は 100 人です。

農家の従事者を年齢別にみると 70 歳以上が最も多く 91 人と構成比 41.6%を占めていますが、一方で 49 歳以下が 48 人であり、50 歳から 59 歳の 47 人を加えると、95 人 43.4%であり、世代交代が堅実に進んでいるといえます。

従事者数の年代別内訳(人)							(平成 22 年 1 月 1 日現在)
	20～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳以上	計
男	15	16	28	16	26	18	119
女	6	11	19	17	30	17	100
計	21	27	47	33	56	35	219

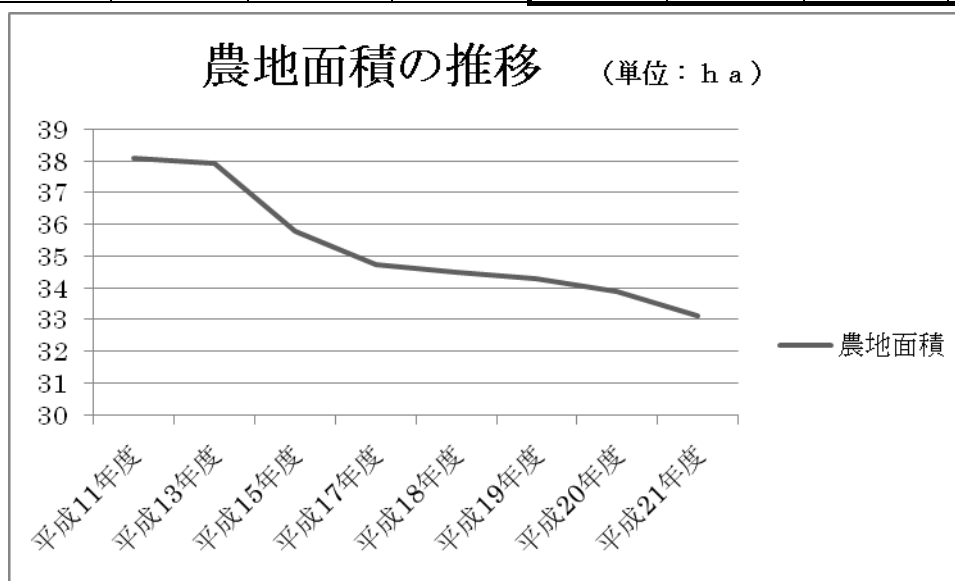
(3) 農地の状況

① 農地面積の推移

平成 21 年現在の本市の農地面積は 33.14ha であり、そのうち生産緑地地区面積は 29.93ha で生産緑地指定率は 90.3%という高い率となっています。

平成 17 年から平成 21 年までの生産緑地の減少率は 2.5%と緩やかに微減しています。相続税負担の関係から転用せざるを得ない状況があるものの生産緑地の指定により農地保全が図られているといえますが、相続は必ず発生するものであり予断は許されません。

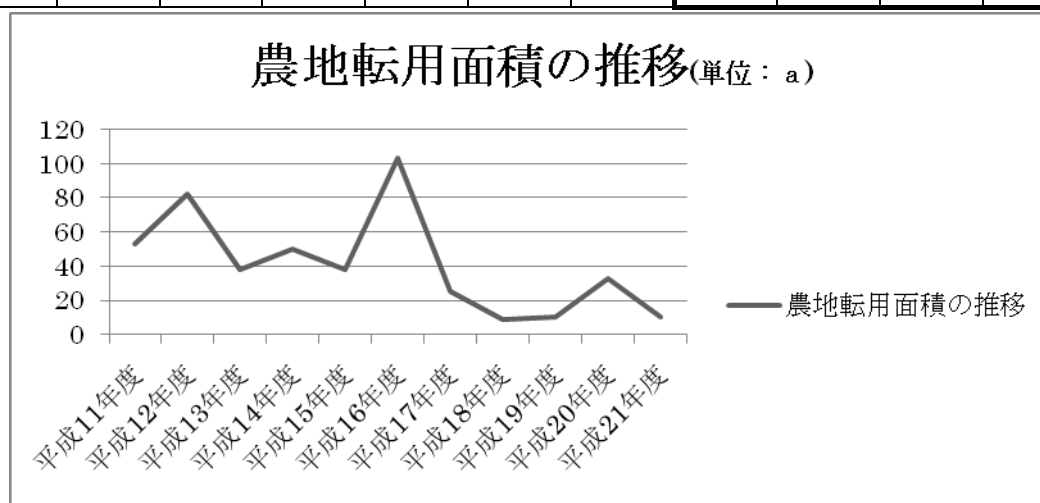
農地面積の推移								(単位:ha)
年 度	平成 11 年度	平成 13 年度	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
農地面積	38.07	37.91	35.77	34.75	34.48	34.30	33.90	33.14



②農地転用の状況

前回計画策定後の農地転用の実績は、平成18年度が3件9a、19年度が2件10a、20年度が7件33a、21年度が2件10aと、この5年間の減少率は少なく、宅地化農地も農産物を供給する農地として保全が図られているといえます。

農地転用面積の推移											単位:a
年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
農地転用面積の推移	53	82	38	50	38	103	25	9	10	33	10



③経営耕地面積の推移

平成22年の農業センサスによれば、本市の基幹的農業従事者の耕作する経営耕地面積は市外も含めて4,538aで、平成17年農業センサス時の4,159aに比べ379aの増となっています。このことは、認定農業者制度の導入により経営意識の向上が図られ、経営耕地面積が微増したといえます。

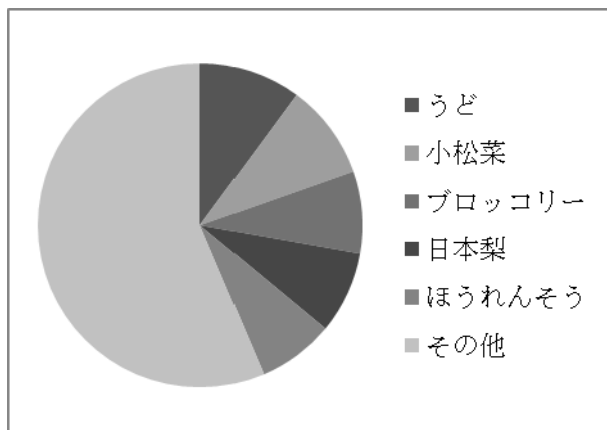
(4) 農業生産

①農業産出額(東京都産業労働局統計)

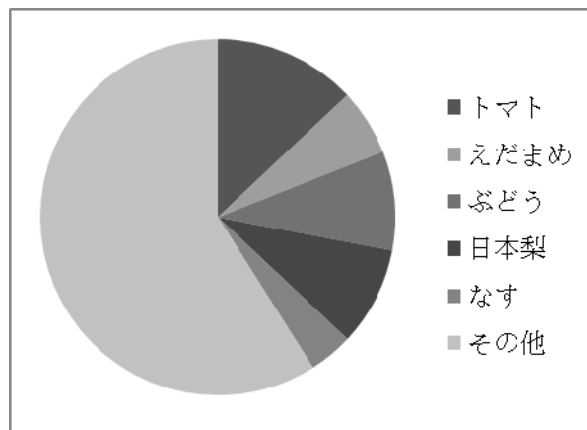
本市の農業産出額は平成20年の統計では2億2千万円で、構成比で上位を占める品目は、トマト13%、日本梨9%、ぶどう9%、えだまめ6%、なす4%の順になっています。

	農業産出額順位(平成15年産)・構成比 《関東農政局統計》						農業産出額順位(平成20年産)・構成比 《東京都産業労働局統計》					
	うど	小松菜	ブロッコリー	日本梨	ほうれんそう	その他	トマト	えだまめ	ぶどう	日本梨	なす	その他
農業産出額	10.1%	9.5%	8.2%	8.2%	7.6%	56.4%	13%	6%	9%	9%	4%	59%

農業産出額順位（平成 15 年産）・構成比
 ≪関東農政局統計≫



農業産出額順位（平成 20 年産）・構成比
 ≪関東農政局統計≫



② 作付面積

作物別の作付面積では、ブロッコリー 4 ha、とうもろこし 3 ha、キャベツ・ほうれんそう・じゃがいも・大根・えだまめが各 2 ha となっています。

（5）市民生活と農業

① 直売農家

庭先等で生産物の直売を行っている農家は、夏期のみ販売している農家も含めて市内 45 箇所で、どこもほぼ完売しており人気の高さが伺えますが、販売管理の方法などの課題はあります。農家の少ない吉祥寺地区では全農の直売所やアンテナショップで市内産の新鮮な野菜や果樹が市民に供給されています。

② 市民農園

市内には、8 カ所 646 区画（12 m²/区画、総面積 11,770 m²）の市民農園があり平成 17 年に比べて 2 箇所増えています。この市民農園は、市民が農作業や園芸を通じて土に親しみ、家族ぐるみで生産のよろこびを味わい、市民相互の交流を深めて、より豊かな余暇生活の実現を図るために設置されています。各市民農園には、JA 青壮年部の協力による栽培指導員及び市民ボランティアによる管理協力員を置くなど、より快適で充実した農園活動を支援しています。

③ 農業振興イベント

本市では、毎年 11 月に農産物品評会が開催され、栽培技術の向上を支援するとともに、出品野菜等を「むさしの青空市」にあわせて即売して、市民の好評を得ています。また、市民農園利用者の展示コーナーも設置しています。

11 月～12 月には市内 3 箇所で、生産者による直売会「フレッシュサラダ作戦」を展開して、本市の農業及び市内産野菜の PR を行っています。

このほかに、農業委員会や JA 等農業団体による市民交流事業、農業写真展、うど品評会、農家見学会、ほおずき市などの市民と農業をつなぐ各種の事業があります。

2 武蔵野市の農業の課題

(1) 農地の保全

市内の農地のうち約9割は生産緑地であり、農業従事者の農業継続意向は高いものがあります。また、市民の意向も過密都市に残された農地を保全してほしいとの声は強いものがあります。しかし、一方で相続発生時には、事情により農地を処分せざるを得ない状況があり、農地を保全する制度の創設や相続税納税猶予制度の維持が重要になります。

(2) 担い手の育成

市内の農業従事者は、ある程度世代交代のきざしが見られるとは言え、高齢化が進んでおり、農業の担い手の育成は、重要な課題となっています。他産業並みの所得の確保が容易でない農業経営の現状の中で、後継者が夢と希望を持って取り組める魅力的な農業経営を実現させるとともに、市民との連携による新たな担い手を育成していくことが課題です。

(3) 安心・安全の取り組み

市民意識調査によれば、消費者の食の安心・安全についての関心は強く、生産者は減農薬、有機栽培への一層の取り組みを行い、トレーサビリティやポジティブリスト等の制度に沿って、消費者の信頼を得る安心・安全な農業をめざす必要があります。

(4) 消費者へのPRの充実

都市農業は、市民の理解と支援が不可欠であり、市民生活と連携した農業を行っていくことが必要です。そのためには市民が参加したり、消費者からの支援が得られる農業への展開を図るとともに、市内産の農産物を積極的にPRしていくことが大切です。

(5) 地産地消の推進

市民の意識調査によれば、消費者は新鮮で安全な地場産の農産物を購入したいとの意向を持っています。農家は直売所等を通じて、武蔵野産の野菜等をより作り手の顔が見える形で供給し、地産地消を推進していく必要があります。

(6) 販売方法の多様化

直売所（農家庭先、JA新鮮館、麦わら帽子等）の一層の振興を図っていくとともに、共同購入の制度の創設や、小売店との提携、宅配便による全国発送など、多様な販路の開拓が課題です。

(7) 安定した農業経営の確保

担い手を育成し、安定した収益を確保する魅力ある農業経営を実現しなければなりません。そのために、消費者との連携を進めるとともに、施設、設備、機械化を

推進し、省力化を図って生産性を向上させる必要があります。

(8) 国、都、関係機関・団体との連携

武蔵野市の農業を保全・発展させていくためには、国や都、関係機関・団体との連携や働きかけが必要です。特に、東京むさし農業協同組合とは、さらに緊密な連携を図っていくことが、欠かせない課題となります。

Ⅲ 武蔵野市農業の将来像

1 武蔵野市農業の将来像

武蔵野市の農業は、野菜や果物、花、植木などの生産に加え、残された貴重な農地は緑やのどかな農村空間として豊かな市民生活に彩りを添えています。今後の武蔵野市の農業は、市民への新鮮・安全な農産物の供給とともに、農業・農地の持つ多様な機能を発揮して市民生活を支え、市民に支えられて農業・農地が守られる関係を構築することが求められています。

そのため、武蔵野市農業の将来像を以下のように設定します。

安心・安全武蔵野農業 ～市民の豊かな生活を彩る～

2 基本的な方向

将来像の実現のため、以下の3つの視点を基本的な方向として位置づけ、施策の展開をはかることとします。

- * 市民生活を支える都市農地の保全をはかる
- * 市民生活を豊かにし、市民とふれあう農業を築く
- * やりがいのある農業経営を進める

3 基本目標

本計画終了時（平成27年）の主要な基本目標を以下のとおり設定します。

（1）農家戸数

平成21年度農家戸数は80戸（農業委員会選挙人名簿調べ）であり、平成17年度の84戸に比べて4戸の減少となっています。5年間で4戸・4.7%の減少ですが、今後の5年間はその半分の減少に止めると想定して2戸の減少とし、78戸と設定します。

（2）耕地面積

過去5年間の減少率は、4.5%の減（固定資産税概要調書基礎資料による）と生産緑地の比率が高

いこともあり低い減少率にとどまっています。これからの5年間もこの低い減少率を維持することを目標とし、平成21年の33.14h aから4.5%の減少率とし、31.6h a程度と設定します。

(3) 就業人口

農業委員会選挙人名簿により年間60日以上農業に従事している就業人口は、平成21年度で219人であり、5年前の227人から8人(3.5%)の減少にとどまっていることから、今後の5年間も同様の減少率を維持し、212人と設定します。

(4) 農業所得

農業経営の発展を目指し、農業を主業とする中核的な農家の年間所得目標は、概ね500万円を基本とし、その他の農家については300万円を目標とします。

(5) 労働力と労働時間

労働力については、主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本とします。労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用や援農などの活用により、主たる従事者の1人当たりの年間労働時間はおおむね1,800時間を目標とします。

(6) 経営管理の方法、農業従事の態様等の改善

経営管理の方法として、経営と家計の分離、複式簿記の記帳、青色申告の実施、これらを情報機器の導入により処理することを推進します。

農業従事の態様等の改善については、家族経営協定の推進と、協定に基づく休日制・給料制の導入を行います。

(7) 認定農業者の育成

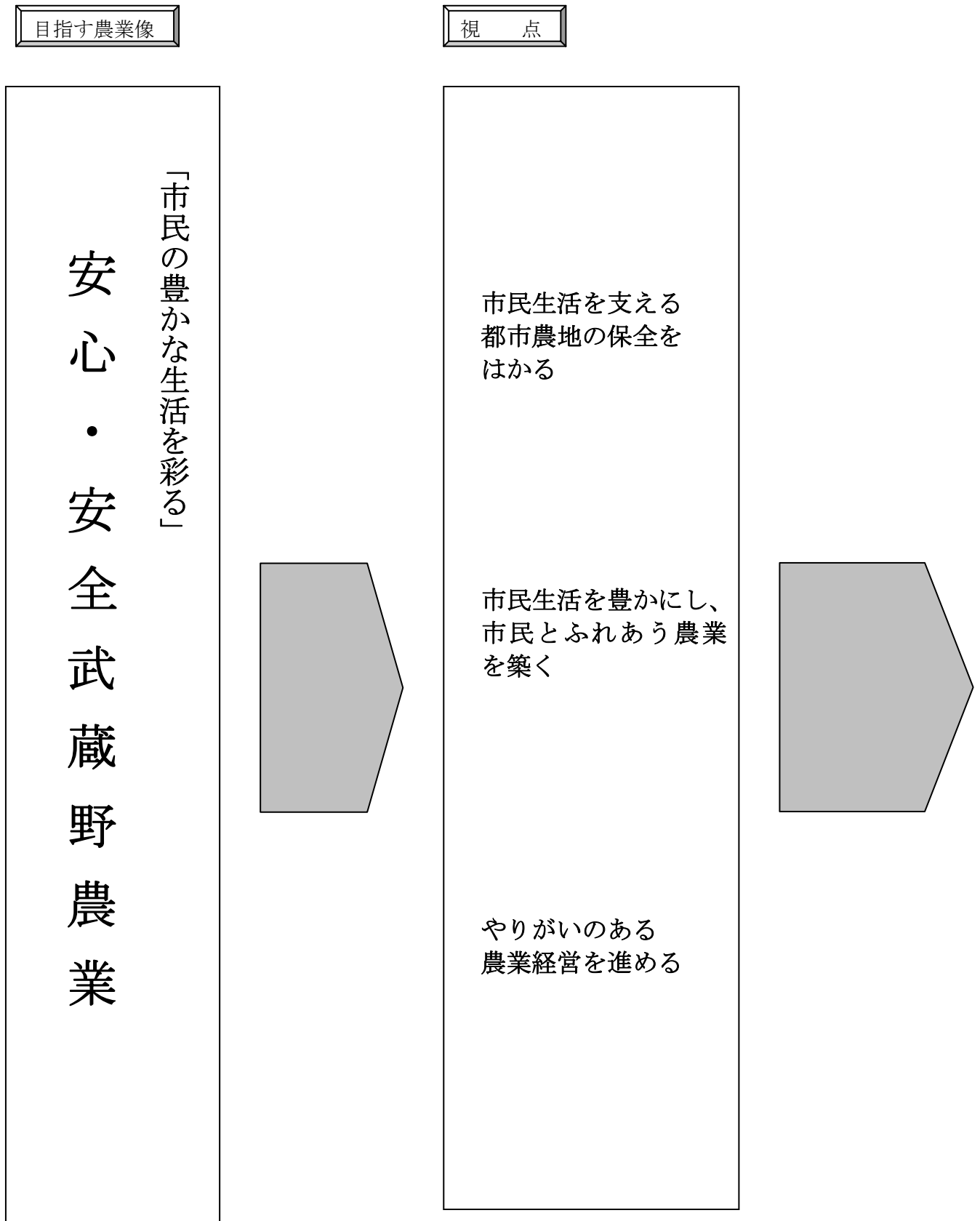
自らの経営改善に積極的かつ意欲的に取り組む「認定農業者」を確保・育成するため、認定農業者制度の啓発及び掘り起こしを行うとともに認定農業者の経営改善計画の達成に向け、国・都のフォローアップ支援策を活用する他、引き続き市独自の支援策を重点的に講じていきます。

(8) 経営モデルの例示

経営モデルは、中核的な農家など、本市の農業を担う農業経営体を概ね5年間で育成する目標として次表に示す営農類型別に設定します。

ここに、Ⅲ将来像2経営体モデル12～13ページ
エクセル表が入る。

IV 農業振興基本計画施策の体系



施策の方向性

基本的な考え方(事業)

1 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地の保全と追加指定の推進 (2) 宅地化農地の保全 (3) 武蔵野市登録農地制度の活用
2 都市農地の多様な機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> (1) オープンスペース機能の発揮 (2) 防災協定の推進 (3) 農業景観の保全 (4) 体験農園、市民農園、農業公園、学校農園等の推進 (5) 生物多様性の保全
3 人と環境にやさしい農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新鮮で安全な農産物の生産と提供 (2) 環境保全型農業の推進 (3) 生ごみのリサイクルへの取り組み (4) 農あるまちづくりの推進
4 食と農の教育	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農を通しての食育の推進 (2) 農業体験機会の充実
5 伝統・文化の保存と承継	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業者と市民の協働による活動の推進 (2) 農業を通じた伝統・文化のPR (3) 品評会の実施
6 新しい販売手法の開拓	<ul style="list-style-type: none"> (1) 武蔵野らしい農業、特産化の確立 (2) 直売形態の多様化の推進 (3) 契約販売、宅配、イベント販売の推進 (4) メディア、イベントの積極的活用
7 経営感覚に優れた農業者育成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 認定農業者の育成・支援 (2) 女性・青年農業者の育成支援 (3) 他地域農業との交流 (4) 職としての魅力を高める
8 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 顔の見える農産物の生産 (2) 高付加価値化の推進 (3) 直売体制の改善 (4) 学校・保育園給食への食材の提供 (5) 他産業との連携の推進
9 農業後継者の確保及び多様な担い手の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 後継者の育成・支援 (2) 援農ボランティア、農業ヘルパー等の育成・活用
10 安定した農業経営の確立	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設、設備、機械化の推進 (2) 農作業の省力化の推進 (3) 消費者との交流会の実施 (4) 生産性の向上 (5) 農業経営確立の支援 (6) 国、都、農業関係団体との連携
11 観光資源としての農業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光資源化の推進
12 都市農業への理解を深める取り組み	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市報・情報誌等を活用したPR (2) 直売情報の提供 (3) 都市農業・農地に係る法制度等の啓発

V 農業振興基本計画の実現に向けた施策の展開

1. 視点

- * 市民生活を支える都市農業の保全をはかる
- * 市民生活を豊かにし、市民とふれあう農業を築く
- * やりがいのある農業経営を進める

2 重点施策

(1) 農地の保全

農地の減少に歯止めをかけ、農地の保全を図ります。

平成 27 年度 の 目標 値

- * 農家戸数の減少を 4.8%に抑え、78 戸の農家の存続を確保する。
- * 耕地面積の減少を 7%に抑え、31.6ha の農地を確保する。
- * 武蔵野市登録農地制度に登録されている農地面積を現在の 142,228 m²から、166,406 m²に増やす。

(2) 人と環境にやさしい農業の推進

市民の健康と生命を守るため、減農薬栽培に取り組むとともに、遺伝子組み換え作物は栽培せず、また、環境にやさしい農業資器材の使用を促進していきます。

平成 27 年度 の 目標 値

- * 環境保全型農業助成事業の助成資器材数を、8,000 件に増やす。
- * 現在 J A 新鮮館での販売農産物のみで表示されているトレーサビリティの制度を、すべての直売所等で販売される農産物で表示できるようにする。

(3) 市民とふれあう農業の推進

市民農園については、増設を希望する市民要望は強いものの、農地は農業継続のためにあることが望ましいという側面もあります。それでも後継者不足や高齢化等を理由に宅地や駐車場に転用されるのを防ぐためには市民農園として農地を残すことが望ましいとの考えから今後も増設を検討していきます。また、農業公園、体験農園等、市民が農業にふれあう場を提供していくとともに、有人直売所など生産者の顔の見える場を増やしていきます。

平成 27 年度の目標値

- * 学校給食における市内産農産物の使用割合を、現在の 27.4%から、30%に増やす。
- * 市民農園は、現在の 646 区画から 1,000 区画にすることを目標にする。
- * 現在 45 カ所の直売所を 50 カ所に増やす。

(4) 経営感覚に優れた農業者への支援

認定農業者を積極的に育成していきます。

また、経営体としての視点を重視し、家族経営協定の締結を促進していきます。

平成 27 年度の目標値

- * 認定農業者の数を、25 戸とする。
- * 家族経営協定の締結を推進する。

3. 施策の具体的方向

(1) 農地の保全

〔施策の基本的な考え方〕

① 生産緑地の保全と追加指定の推進

農地の約90%が生産緑地として指定されており、生産緑地が農産物を生産する基盤となっています。今の水準を維持していくとともに生産緑地の追加指定についても推進していきます。

② 宅地化農地の保全

農業や農地を残したいと思う市民が増え関心が高まる中、宅地化農地も良好な都市環境を維持するのに重要な役割を担っています。これからも農地の役割、意義などをPRし、長期的に農地として利用が図れるよう進めていきます。

③ 武蔵野市登録農地制度の活用

農業経営に意欲を持って取り組む農業者に利用してもらうために、市の独自施策として登録農地制度を実施しています。これにより農地の保存協定を締結し、農地の保全に努めます。また、農業経営の近代化を図るため、この制度をさらに充実させていきます。

(2) 都市農地の多様な機能の発揮

〔施策の基本的な考え方〕

① オープンスペース機能の発揮

武蔵野市の緑被率の多くを占める農地は、市内の貴重な緑地として雨水を浸透させ地下水を涵養したり、ヒートアイランド現象の緩和、農作物が二酸化炭素を吸収し酸素を放出するなど、自然環境に多様な機能を果たしています。このように、良好な都市環境を維持・確保するためにも農地を保全し、こうした多面的機能をいっそう発揮させていきます。

② 防災協定の推進

農地は、災害時の一時避難場所として重要な役割を持つことから、市はJ A東京むさしと平成14年12月、「災害時における農地使用及び生鮮食料品の調達に関する協定」を結んでいます。この取り組みをさらに推進するとともに、市民にもPRしていきます。

③ 農業景観の保全

農地や農地に隣接する屋敷林や雑木林なども心安らぐ農業景観として市民生活に潤いを与えています。また、農業は地域社会を担う産業として長い歴史を持ち、文化の継承や、地域に彩と安定感をもたらす重要な要素となっています。このような農業の持つ文化的側面をPRするため、農業写真展の開催等をすすめます。

④ 体験農園、市民農園、農業公園、学校農園等の推進

市民の農業体験に対する要求は高まっています。市民ニーズに応えるために、さまざまな農業体験の場を提供していきます。体験農園については農家の意向に合わせて検討していきます。市民農園は、利用者の農作業意欲及び栽培技術向上のために立毛品評会や収穫作物の展示会などを行っていきます。また、モデル区画を設置し栽培方法を講習するなど新たな形態を検討していきます。市民の農業体験の施設として親しまれている農業公園については、農業者としても市民との交流を深める場として様々な事業に協力していくことが求められます。学校農園については学校と連携して協力していきます。

⑤ 生物多様性の保全

私たちの生活は、生物多様性からの恵みに支えられています。自然が失われつつある都会では、農地や農地周辺緑地も生物多様性を育む役割を担っています。今ある生態系を維持するだけでなく、より良好な環境を築くために農地保全を通して生物多様性を保全します。

(3) 人と環境にやさしい農業の推進

[施策の基本的な考え方]

① 新鮮で安全な農産物の生産と提供

多くの市民からは、安全で新鮮な農産物を提供することが武蔵野市農業に期待されています。また、近隣のスーパー等で市内産農産物を購入できるようにしてほしいとの声も寄せられています。生産履歴を表示するトレーサビリティの実施により市民に信頼される農産物の生産を目指し、減農薬や有機農業への取り組みを引き続き進めていきます。

また、安心ファーム補助事業による土壌検査、農産物検査を推進します。

さらに、遺伝子組み換え作物は栽培しないなど、農業者や関係団体と調整しつつ、安全な農作物の提供を進めていきます。

② 環境保全型農業の推進

環境への負荷をできる限り低減させるため、自然崩壊性マルチシートやフェロモン剤等の環境に配慮した農業用資器材の利用や、有機質肥料の購入に対する補助制度を継続し、環境保全型農業を推進していきます。

③ 生ごみのリサイクルへの取り組み

現在一部地域で試験的に生ごみの堆肥化を実施しており、農家ではその堆肥を利用して農産物を作っています。

生ごみから堆肥へ、そして生産、消費というシステムを構築し、さらに生ごみのリサイクル化を推進していきます。このように農業・農地の持つ循環機能を発揮するとともに自然と調和し、環境への負荷に配慮した持続的な農業のPRに努めていきます。

④ 農あるまちづくりの推進

農業者と消費者の懇談会を開催し、市民の農業理解を深めるとともに、農業・農地の持つ多様な機能を発揮させる施策を展開し、豊かな市民生活が実現できるよう、「農」を生かしたまちづくりを目指します。

(4) 食と農の教育

〔施策の基本的な考え方〕

① 農を通しての食育の推進

乳幼児期から身近な農業に触れたり自然に親しむことは、命や食べ物大切さを学んでいく機会となり、また人間形成にも大きな効果が期待されます。教育委員会や農業者と連携して、学校農園をはじめ、さまざまな農業体験ができるような場を提供していきます。さらに、市内の農産物について、子どものうちから理解と興味

を持たせることは、意義があります。このとりベジタブル事業を始め、他にもさまざまな手法を使い、親世代を含めて農を通した食育を推進していきます。

② 農業体験機会の充実

作物を育てることや農作業を体験することは、心豊かに生きがいを持って生活することにもつながります。また、高齢化社会に向けて、今後、生きがい対策が重要な課題といわれています。

農業公園の開設により運営団体としてNPO法人が誕生するなど、農に係わる活動をしている市民が増えています。市とJA東京むさし、農業ふれあい村、各農業団体等との連携により市民農園や農業公園で農業体験機会の創出を図っていきます。

(5) 農業の伝統・文化の保存と継承

〔施策の基本的な考え方〕

① 農業者と市民の協働による活動の推進

伝統的な祭りや各事業で農業者と市民がふれあう機会を創出できるよう努めます。

② 伝統・文化のPR

農業者が培ってきた武蔵野市に伝わる農業・農村の伝統・文化などを市民へ周知をはかるとともに、市民に受け継いでいってもらえるよう交流会などを通して継承していきます。また、その一環としてすでに収集保存してある農具や民具の展示について検討していきます。

③ 品評会の実施

伝統野菜や特産品の生産技術の継承、多品種生産の向上を図り、武蔵野市の農業を市民に紹介するために、JA東京むさしと連携し、農産物品評会を開催します。また、市民農園利用者の作物展示会も併せて開催します。さらに、将来はこの品評会を青空市とタイアップした「農業祭」に発展させることも検討します。

(6) 新しい販売手法の開拓

〔施策の基本的な考え方〕

① 武蔵野市らしい農業、特産化の確立

市民に密着した武蔵野市農業を進めるため、ウド以外にも特産物（旬の野菜等）

の創出や市民生活を彩る花や植木など多彩な農業を展開していきます。また、武蔵野産をアピールするため、加工品の開発やブランド名の確立など検討していきます。

② 直売形態の多様化の推進

直売の方法については、市民から様々な指摘や提案が行われています。グループ、ネットワーク化により多品目販売、時間帯の延長を図ったり、利用しやすいような販売場所の工夫など、市民のニーズに的確に応えられるような販売方法を創出するための施策を検討していきます。

また、直売所マップを作成し、PRに努めていきます。

③ 契約販売・宅配・イベント販売の推進

スーパーや青果店、外食産業等との契約販売、宅配（会員制等）、青空市などのイベント販売など様々な販売方法を検討して積極的な販売を行う必要があります。この場合、個人では限界があることからグループでの対応を検討することが必要です。また、市民に武蔵野産をアピールするためマスコット等を入れたシールなどブランド名を明示した様々なPRグッズを活用していきます。

④ メディア、イベントの積極的活用

市民からは、農業に関する情報不足が強く指摘されているため、生産者が販売するフレッシュサラダ作戦の実施、商工会議所が開催するごちそうフェスタへの参加など市内各所での直売会において武蔵野市農業の実態など様々な農業情報の発信をしていきます。

(7) 経営感覚に優れた農業者の育成

〔施策の基本的な考え方〕

① 認定農業者の育成・支援

農業の発展のためには、地域をリードする担い手の確保・育成が必要です。自らの農業経営改善に積極的かつ意欲的に取り組む「認定農業者」を認定・育成するため、農業経営改善計画の達成に向けた国、都の施策を活用する他、引き続き市独自の支援策を実施していきます。

また、家族農業従事者それぞれの役割分担を明確にし、一人ひとりの能力と意欲を発揮できる環境をつくるため、「家族経営協定」の締結を推進します。

（*認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後の経営目標として自らが作成した農業経営改善計画を市が認定した農業者）

② 女性・青年農業者の育成支援

女性・青年農業者の意見や発想を農業振興に活かせるように、研修等を実施し、

活動の場を広げるよう支援していきます。

また、女性・青年農業者がグループ活動を通して交流や連携ができるようネットワークを強化し、支援していきます。

③ 他地域農業との交流

他地域の農業者との交流を通して、技術の向上、研鑽に努め、武蔵野市の農業振興に活かしていきます。

④ 職としての魅力を高める

大都市に立地し、多様なニーズを持つ消費者の身近にあるという特徴を活かして、付加価値を高めた販売方法など収益増を目指し、産業として魅力ある農業経営を目指します。

(8) 地産地消の推進

〔施策の基本的な考え方〕

① 顔の見える農産物の生産

消費地が身近にあるという立地条件を最大限に活かし、生産者と消費者相互の交流を通じて顔が見える関係を構築することが重要です。市民へより多くの情報を提供するため、農業者と市民の交流会の実施、有人直売の推進等を図っていきます。

② 高付加価値化の推進

農産物の有機栽培、減農薬栽培は、消費者の安全・安心へのニーズに応える意味で、高付加価値であるといえます。また、多品目生産を行うことにより、直売の付加価値を高めることができます。これらの高付加価値化につながる農業を推進していきます。

加工品においては、減農薬の農産物を使い、無添加、手作りなど、工夫した製品の開発を検討していきます。

③ 直売体制の改善

新鮮な農産物をいち早く消費者に提供できるよう、直売所を充実させて農産物の消費拡大を図ります。

④ 学校・保育園給食への食材の提供

地元で生産された農産物を給食で使用することは、食育の視点からも重要です。そのために、中学校給食が開始されたことを踏まえ、教育委員会等と連携を図り、さらに利用拡大に努めます。また、品目や出荷量を拡充し、より安全で新鮮な野菜

を供給できるよう努めていきます。

⑤ 他産業との連携の推進

商工業団体、飲食店等と協力して地元農産物を活用した食品やメニューの開発など新たな販路を広め、農商工連携により地域活性化を推進していきます。

(9) 農業後継者と多様な担い手の確保と育成

〔施策の基本的な考え方〕

① 後継者の育成・支援

農業の発展には後継者の確保が重要です。このため、キャリアのある農業者が今まで培ってきた農業技術や経営の知識を、新しく就農する後継者に円滑に伝えられるよう支援を行っていきます。また、後継者育成事業として毎年行っている「ほおずき市」を継続して開催し、同世代の農業後継者との交流の機会を設けるなどの対応を図っていきます。

さらに、JA東京むさし青壮年部とも連携して、後継者育成に努めていきます。

② 援農ボランティア、農業ヘルパー等の育成・活用

労働力不足などで応援を求める農家と、農業に触れて農家の役に立ちたいという市民、双方のニーズに応えるために、援農ボランティアや農業ヘルパーなどの活用を検討していきます。市の農業体験事業の参加者など、農業に意欲と関心を持った市民を援農ボランティア等として育成していきます。

(10) 安定した農業経営の確立

〔施策の基本的な考え方〕

① 施設、設備、機械化の推進

経営の効率化、安定化を目指して、施設・設備・機械の整備を図るため、支援を行います。

② 農作業の省力化の推進

生産性を高めるために、省力機械・施設の導入等により経営の改善を図るとともに、作型の改善や収穫労働のボランティア等の活用など省力化の推進に向けた施策展開を進めていきます。

③ 消費者との交流会の実施

都市農業を確立し発展させていくには、市民の理解と協力が必要です。消費者で

ある市民と生産者がともに参加する視察、講演会や懇談会などを実施し、農業の情報を提供したり消費者との相互理解を深め、農業経営にも活かしていきます。

④ 生産性の向上

生産者として消費者ニーズに応える安全で良質な農産物の生産に努めるとともに、JA東京むさし、東京都中央農業改良普及センターなどの技術研修会等を通じて、優れた経営感覚や技術を習得することに努めます。

⑤ 農業経営確立の支援

武蔵野市の農業の将来について方向性と施策展開を明らかにして農業者に示すとともに、農業者自らが経営に将来展望を持ち、市民ニーズに即した経営を確立できるよう、認定農業者の制度を活用しながら支援施策を実施していきます。農業に関する計画、制度についての研修も実施していきます。また、国や東京都の振興計画と連携し、武蔵野市の農業の発展に努めます。

⑥ 国、都、農業関係団体等との連携

今後の武蔵野市の農業施策の推進にあたっては、国の基本計画や基本構想、都の推進プランや基本方針、その他の農業団体等の計画などと連携しながら進めていくとともに、相続税納税猶予制度の堅持をはじめ、新たな農地制度の創設や各種税制、農業施策の改善を求めていくことが必要です。

(11) 観光資源としての農業

[施策の基本的な考え方]

① 観光資源化の推進

ストレスの多い都市社会において、農業や緑とのふれあいは、生活に安らぎや潤いをもたらし、心身をリフレッシュさせてくれます。農地は、そんな癒しのスポットとして新たな観光資源の一面を持っています。市内にある果樹園は、梨やぶどうのもぎ取り、ブルーベリーの摘み取りを楽しむ親子連れなどに人気です。芋掘りや野菜の収穫体験も人気の事業です。このように都会生活を送る人たちが身近で自然体験ができる場として、農地・農業と観光事業を組み合わせた事業展開が期待できます。

また、観光マップ等に農地や直売所を巡るコースを紹介することなどを検討します。

(12) 市報・情報誌等を活用したPR

〔施策の基本的な考え方〕

① 市報・情報誌等を活用したPR

市民の農業への関心は高まっていますが、都市農業がおかれている現状や生産の状況、農地が持つ多面的機能を活かした地域活性化への貢献などあまり知られていないことから農業に関するPR不足が指摘されています。市報や様々な情報誌を活用して食と農業の現状や農業の果たしている役割と機能について継続的に情報発信していきます。

② 直売情報の提供

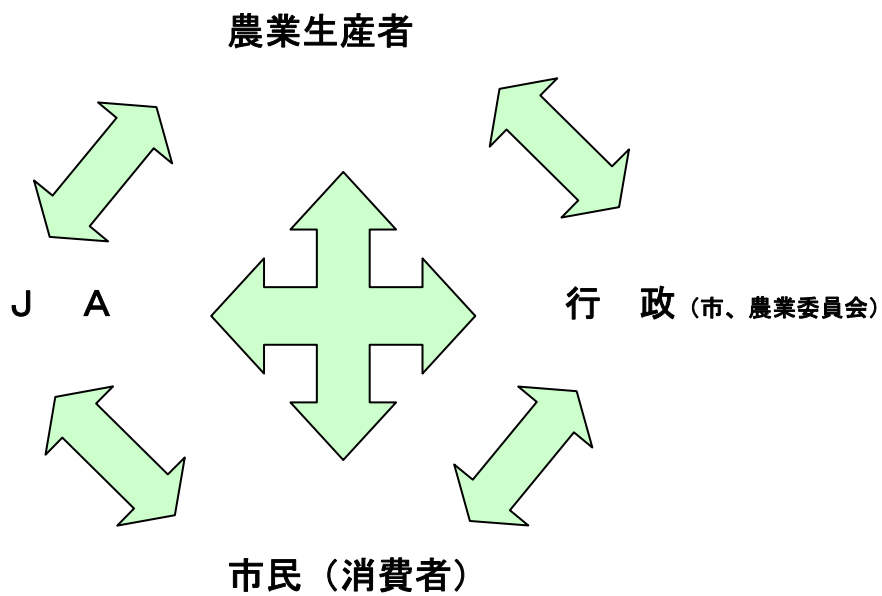
市内産の農産物を購入したいがどこで売っているのか分からないという市民の声がアンケート結果に現れていることから、直売所や扱っているスーパーなどを掲載したマップ・情報誌によりPRしていきます。

③ 都市農業・農地に係る法制度等の啓発

市街化区域にある農業・農地は、農地法、農業経営基盤強化促進法その他、都市計画法、生産緑地法、農地の相続税等納税猶予制度など様々な法制度の下に規制等を受けています。これらが複雑に絡んでいるため解りにくく市民に誤解されていることも多いため、啓発に努め、市民の理解を得ることにより更に農地の保全を図ります。

VI 計画推進の役割と連携

農業生産者、東京むさし農業協同組合、武蔵野市・武蔵野市農業委員会の各々の役割と責務のもとに、市民・消費者を含めた相互理解と信頼に基づく協力関係を構築し、連携して推進に取り組みます。



VII 基本構想に定める事項

農業経営基盤強化促進法の一部改正（平成 21 年 12 月 15 日施行）に伴う基本構想の改正については、全項までに記載されているものの他、基本構想で定める事項については次のとおりです。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 (1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

今後も、本市の農地減少は避けられない状況にあると予測されますが、認定農業者および認定農業者を目指す、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地面積は15.5ha（戸別平均農地面積×25戸）とし、将来、市の農用地に占める面積31.6haより、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標は49%（15.5/31.6 ha×100%）と設定します。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、農作業受委託等の取り組みを促進します。その際、本市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じていきます。

3 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

4 農地利用集積円滑化事業に関する事項

全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

5 その他

平成 18 年 11 月版 武蔵野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は廃止します。

ここに、Ⅷ施策一覧表28～32ページ
エクセル表が入る。